

退職年金受給者が再就職した場合の届出

共済給付金受給権者再就職届 (第19号様式)

共済会規則第16条

◎公的年金の重複期間とは、政令で定める年金制度の適用を受けていた期間と、議員在職期間との重複している期間をいいます。なお、国民年金法(昭和34年4月16日・法律第141号)及び農業者年金法(昭和45年5月20日・法律第78号)は含みません。

基礎年金番号を記入してください。

第19号様式

共済給付金受給権者再就職届

市区コード 99299 市区名 共済市

市議会議員共済会会長 殿

届出日 平成26年5月10日

届出者氏名を戸籍名で記入してください。

年金証書番号	4755111	基礎年金番号	3210-445566
フリガナ(氏名)	ナガタ マチコ	生年月日	明治・大正・昭和 201201
氏名(戸籍名)	永田 町子	郵便番号	102-0093
フリガナ	トウキョウトキョウサイシヒラカワチョウ7-6-5		
住所	東京都共済市平河町7-6-5		

枠付きの年月日は、1桁の数字の場合は頭に「0」を付けて記入してください。
(例)昭和20年12月1日
→201201

届出者の押印を確認してください。

●届出者住所番地は「7丁目6番5号」のような場合は「7-6-5」と記入してください。

市議会議員として就職したので、市議会議員共済会規則第16条の規定にもとづき下記のとおり届けます。

退職年金	1.退職年金受給中 2.若年停止中
再就職した議会	東京(都)道共済(市)区議会
再就職年月日	平成26年5月1日
公的年金制度の加入の有無	有・無
※「有」の場合はその名称と重複期間を記入してください。	
公的年金制度の名称	重複期間(昭和49年9月1日以後の期間)
厚生年金保険 法	昭和59年5月～昭和12年4月
法	昭和 年 月～昭和 年 月
法	昭和 年 月～昭和 年 月

厚生年金保険法には、旧国鉄共済組合、旧専売共済組合、旧電信電話共済組合など、旧公共企業体職員等共済組合の組合員も含まれます。国の新法とは、国家公務員共済組合法のことを指し、旧日本鉄道共済組合、旧日本電信電話共済組合、旧たばこ産業共済組合の組合員も含まれます。

- (留意事項) 1. 公的年金制度とは次の年金制度をいいます。
 ①厚生年金保険法 (旧公共企業体職員等共済組合法を含む。)
 ②地方公務員等共済組合法 (第9章の2に限る。)
 ③旧農林共済法
 2. 以前に交付を受けた年金証書は、添付する必要はありません。
 ④国の新法
 ⑤私立学校教職員共済法
 ⑥旧船員保険法

上記の届出は事実と相違ないことを認めます。

市議会議員共済会会長 殿

平成26年5月13日

東京(都)道共済(市)区議会議長

平河太郎

長議共
の会済
印議市



●公的年金制度の加入の有無
該当する公的年金制度は留意事項を参照してください。
※公的年金制度の加入の有無については、議員本人に当該年金事務所等への照会を依頼してください。

- 改選の場合は、議長決定後、議長証明で提出してください。
- 統一地方選挙該当市は、当選の告示後、事務局長証明で提出してください。

- 議長印の押印を確認してください。
- 統一地方選挙該当市は、事務局長の押印を確認してください。